

「出産応援給付金」を支給します

(国の出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト)

出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担軽減を図るため、給付金を支給します。支給を受けるためには申請が必要です。

1 対象者

次の①～③のすべてに該当する方

- ① 令和5年3月1日以降に妊娠の届出をした妊婦
- ② 妊娠の届出時または転入時に区地域支えあい課による面談※等を受けた方
※ 妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等についてお伝えし、困りごとや心配ごとについて、相談に応じます。
- ③ 他の市町村で、国の出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト（現金やクーポンなど）の支給を受けていない方

2 支給額

妊婦または母1人につき5万円（現金）

3 支給までの流れ

- ① お住まいの区の地域支えあい課で妊娠の届出または転入の手続をした際に、申請のご案内をお渡しします。
 - ・ 妊婦以外が届出をされた場合は、別途、妊婦本人が区地域支えあい課による面談を受ける必要があります。
- ② 初回の妊婦健診を受診された後、申請してください。
 - ・ 原則、妊娠中に申請してください。
- ③ 申請後、1～2か月で指定口座へ振り込みます。
 - ・ 支給日が決まり次第、お知らせします。

お問い合わせ先

■ 出産・子育て応援給付金の申請・支給について

広島市子ども青少年支援部 8:30～17:15（土日祝を除く） TEL：082-504-2623

■ 面談、妊娠・出産・子育てに関する相談について

各区地域支えあい課 8:30～17:15（土日祝を除く）

区	TEL	区	TEL
中区	(082) 504 - 2109	安佐南区	(082) 831 - 4944
東区	(082) 568 - 7735	安佐北区	(082) 819 - 0616
南区	(082) 250 - 4133	安芸区	(082) 821 - 2820
西区	(082) 294 - 6384	佐伯区	(082) 943 - 9733

Q & A (出産応援給付金)

Q 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q 双子を妊娠した場合、出産応援給付金として10万円を受け取れますか。

A 多胎妊娠の場合も5万円の支給となります。
なお、出産後に支給する子育て応援給付金は、出生した児童1人につき5万円(双子の場合10万円)となります。

Q 夫は申請者になれますか。

A 妊婦本人が申請者となります。

Q 夫名義の口座に振り込んでもらうことはできますか。

A 申請者(妊婦)名義の口座への振込が原則です。やむを得ず、申請者以外の口座への振込を希望する場合は、委任状※の提出が必要です。
※市ホームページ(下記)からダウンロードできます。

Q 広島市で面談を受けた後、他の市町村へ転出した場合、広島市、転出先の市町村のどちらへ申請すればよいですか。

A いずれか希望する市町村へ申請することができます。ただし、転出先の市町村へ申請する場合は、当該市町村で改めて面談を受ける必要があります。

Q DV(ドメスティックバイオレンス)などにより、やむを得ず、住民票を元の住所地から異動させずに他の市町村へ避難しています。この場合、どちらへ申請すればよいですか。

A 避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該市町村へ申請することができます。

Q 流産・死産となった場合、支給を受けることはできますか。

A 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、支給を受けることができます。

(参考)【厚生労働省ホームページ】流産・死産等を経験された方への相談支援の窓口等
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27342.html

詳細については、市ホームページでご確認ください。

【広島市ホームページ】出産・子育て応援給付金
(右のQRコードから下記アドレスにアクセスできます。)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/313665.html>



「出産・子育て応援給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。